

川越市公園照明灯 LED 化整備事業業務委託 業務委託契約書

発注者川越市（以下「発注者」という。）と川越市公園照明灯 LED 化整備事業（以下「本事業」という。）に係る受注者〇〇（代表構成員。以下「受注者 1」という。）及び〇〇（構成員。以下「受注者 1」と併せて「受注者」という。）は、本事業について、川越市の契約に関する規定及び次の条項により、契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、本契約書、募集要項、業務仕様書（以下「仕様書」という。）、質問回答書、受注者が提出した企画提案書及び第 9 条に基づき作成され、発注者の承諾を受けた計画書（以下「事業計画書等」という。）その他本契約を構成する書類（以下「契約関係図書」という。）に従い、信義に従って誠実に本契約を履行する。
- 2 契約関係図書の内容に相違又は矛盾がある場合の優先順位は、本契約書、質問回答書、募集要項、仕様書、企画提案書、その他事業計画書等の順とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、受注者が提出した企画提案書において、募集要項又は業務仕様書を上回る水準が提案されているときは、当該水準によるものとする。
- 4 契約関係図書に定めのない事項については、川越市契約規則その他関係法令に定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

（契約の目的）

第 2 条 本契約は、仕様書に基づき受注者が行う対象施設の公園照明灯の LED 照明灯への一括更新及び老朽化した照明柱の更新に伴う調査、設計及び施工（以下「改修工事等」という。）並びに既存照明灯を含む対象の LED 照明灯の維持管理、省エネルギー効果の計測・検証、エネルギー削減量の保証その他の省エネルギーサービス（以下「ESCO サービス」という。）を、発注者に提供することを目的とする。

（契約の概要）

第 3 条 本契約の概要は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 委託事業 | 川越市公園照明灯 LED 化整備事業 |
| (2) 履行場所 | 川越市内 |
| (3) 契約金額 | ア 総事業額 金〇〇〇〇円 |
| | （うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |
| | イ 初期費用額 金〇〇〇〇円 |
| | （うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |
| | ウ 総ESCOサービス料 金〇〇〇〇円 |
| | （うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円） |

エ 年間E S C Oサービス料（限度額） 金〇〇〇〇円
（総E S C Oサービス額の10分の1）
（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）

- (4) 契約期間 本契約締結の日から令和21年3月31日まで
- (5) E S C O設備の引渡し予定日 令和11年3月31日
- (6) 事業内容 別添「仕様書」のとおり。E S C Oサービスの詳細については、E S C O設備の引渡しまでに受注者が作成し、発注者の承諾を受けた「維持管理計画書」に定めるものとする。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、それを証する書面を提出しなければならない。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方である銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、第3条第3号に定める初期費用額の10分の1以上としなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除するものとする。

5 初期費用額の変更があった場合には、保証の額が変更後の初期費用額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

6 発注者は、E S C O設備の引渡しと同時に、契約保証金又は契約保証金に代わる担保として提供された有価証券等を受注者に返還するものとする。

7 第1項第4号に掲げる履行保証保険契約の保険期間は、この契約の締結の日から第3条第5号に定めるE S C O設備の引渡し予定日までとする。ただし、引渡し予定日が延長された場合は、受注者は、当該延長後の引渡し予定日まで保険期間を延長しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第5条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約から生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、本事業の全部又はその主要部分の処理を受注者以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、本事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ受託者又は下請負人の名称、委託又は請け負わせる業務の内容その他発注者が必要とする事項について書面をもって発注者に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、受注者は発注者に対し、委託又は請け負わせた第三者の委託事業の履行責任を負うものとする。

(秘密保持義務)

第7条 発注者及び受注者は、書面、電子メール、電子記録媒体、光学的記録媒体その他形態を問わず、本契約の履行に際して知り得た相手方の技術上の情報、営業上の情報（個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいう。）を含むが、これに限らない。）その他業務上の一切の情報（以下「本情報」という。）について、秘密として扱うものとし、かつ、本契約の目的以外に本情報を使用せず、事前の相手方による承諾なくして、第三者に開示又は遺漏しないものとする。

- 2 前項の規定は、以下の各号の一に該当するものには適用されないものとする。

- (1) 開示された時点において既に公知であったもの
- (2) 開示後に自らの責に帰すべからざる事由により公知となったもの
- (3) 相手方より開示される以前から自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく知得したもの
- (5) 官公署又は法的手続により提出を命じられたもの

- 3 受注者は、再委託先等にも本条と同等の義務を負わせる。

- 4 本条の義務は、本契約終了後も存続する。

(善管注意義務)

第8条 受注者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本事業を遂行する。

(事業計画書等)

第9条 受注者は、企画提案書及び契約関係図書に基づき、発注者と協議の上、施工計画書、維持管理計画書、その他必要な計画書を作成し、発注者の承諾を受けなければならない。

- 2 計画書の変更についても同様とする。ただし、軽微な変更は発注者と協議の上、書面によ

る届出によることができる。

(E S C O設備の施工等)

- 第10条 受注者は、契約関係図書に従い、自己の責任において本契約締結以降令和11年3月31日までの間に、改修工事等を完了し、令和11年4月1日からE S C Oサービスを発注者に提供するものとする。
- 2 受注者は、公園利用者、周辺住民及び作業者の安全を確保し、施設管理に支障を生じさせないように施工しなければならない。
 - 3 施工に必要な許認可、届出及び検査のうち受注者が行うべきものは、受注者の責任と費用で行う。
 - 4 受注者の責めに帰すべき事由により工事が期限までに完了しない場合、工事完了までに生じる電気料金その他遅延に起因する合理的な追加費用は、受注者の負担とする。
 - 5 発注者は、本事業の履行を監督する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名その他必要な事項を受注者に通知する。変更したときも同様とする。
 - 6 監督職員は、契約関係図書に定めるところにより、改修工事等に係る工程の管理、施工状況の確認、立会、工事材料の検査その他本契約の適正な履行を確保するため必要な事項を行うことができる。
 - 7 受注者は、改修工事等の施工に当たり、関係法令及び契約関係図書に従い、現場代理人、主任技術者、監理技術者その他必要な技術者を配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。
 - 8 発注者は、改修工事等の適正な履行を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対し、工事材料の品質、施工状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は立会い若しくは検査を行うことができる。
 - 9 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
 - 10 受注者は、履行場所又はE S C O設備に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、発注者及び施設管理者等に連絡の上、履行場所内に立ち入ることができるものとする。
 - 11 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり又はこれらを原因とする火災、有毒ガスの発生等の自然災害若しくは騒乱、暴動その他人為的な現象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、履行場所若しくは本事業に関連する発注者の既存設備に損害が生じ、又は履行場所の状態が変動したため、受注者が改修工事等を施工できないときは、発注者は、改修工事等の中止内容を受注者に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 12 発注者は、前項の規定によるほか、履行場所における発注者の施設管理に支障があると認めるときは、改修工事等の中止内容を受注者に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 1 3 前2項の規定により改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第1項の規定にかかわらず、改修工事等の完了日又はE S C Oサービスの提供開始日について、発注者及び受注者双方の協議の上、これを変更することができるものとする。
- 1 4 中止の原因が発注者の責めに帰すべき事由による場合に受注者に追加費用が生じたときは、合理的な範囲と認められる限度で、発注者がこれを負担する。受注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者が負担する。不可抗力については第3 4条の規定による。その他いずれの責めにも帰さない場合は発注者及び受注者が協議して定める。

(条件変更等)

- 第1 1条 受注者は、現地調査及び電力契約の照合の結果、契約関係図書に示された内容と実際の設置状況等との間に差異があることを確認したときは、その内容を発注者に報告し、当該結果を施工計画に反映するものとする。
- 2 契約関係図書に重大な誤り若しくは脱漏がある場合、発注者が提示した条件と実際の施工条件が著しく異なる場合その他契約締結時に合理的に予見することが困難であった事由が生じた場合において、契約条件を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者は、契約金額、履行期限その他必要な事項について協議するものとする。

(E S C O設備の所有権)

- 第1 2条 E S C O設備の所有権は、第2 2条第4項の規定による引渡しをもって、発注者に帰属する。
- 2 引渡し前のE S C O設備の滅失、毀損その他の損害は、発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受注者の負担とする。

(部分使用)

- 第1 2条の2 発注者は、第2 2条第4項の規定によるE S C O設備の引渡し前においても、受注者の承諾を得てE S C O設備の全部又は一部を使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による使用によって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第1 3条 引き渡されたE S C O設備が契約関係図書の内容に適合しないときは、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、期間内に履行の追完がないときは、発注者は、民法その他の関係法令の定めるところにより、損害賠償、代金の減額又は契約の解除を請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第14条 発注者は、引き渡されたE S C O設備に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、E S C O設備の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡されたE S C O設備の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(維持管理等)

- 第15条 受注者は、E S C Oサービス期間中、仕様書及び発注者が承諾した維持管理計画書に従い、対象設備を良好な状態に維持し、十分な省エネルギー効果、安全性及び公園利用上必要な照明性能を確保する。
- 2 故障又は不具合の連絡を受けたときは、仕様書に定める受付時間及び対応期限に従い、調査、修繕その他必要な措置を行う。
- 3 修繕等の費用負担は、仕様書及びそのリスク分担表による。
- 4 発注者は、維持管理が計画どおり実施されていないと認めるときは、受注者に必要な措置

を求めることができる。

(管理システム等の更新)

第16条 受注者は、ESCOサービス期間中、仕様書に従い、管理システム及び台帳を更新し、発注者による新設、移設、撤去又は移管等の情報を反映するとともに、毎年度、発注者が利用可能な形式でデータを納品する。

(発注者の通知義務)

第17条 発注者は、ESCO設備の故障又は不具合を把握したときは、速やかに受注者に通知する。

2 発注者は、ESCOサービス開始日の属する年度以降、ESCO設備に係る各年度の光熱費の実績を実績額が確定したその翌月に受注者に通知するものとする。

3 発注者が対象設備の新設、撤去、移設、改造その他ベースライン又は省エネルギー効果に影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ受注者に通知する。ただし、緊急の場合は事後速やかに通知する。

(ベースラインの算出)

第18条 ESCOサービスによる削減対象とする1年間の光熱費の基準額（以下「ベースライン」という。）は、仕様書に定めるところによる。

(削減予定額及び削減保証額)

第19条 ESCOサービスによる発注者の1年間の光熱費削減予定額（以下「削減予定額」という。）及びESCOサービスの提供により、受注者が発注者に対し最低限保証する1年間の光熱費削減額（以下「削減保証額」という。）は、維持管理計画書に定めるところによる。ただし、現地調査の結果、削減予定額及び削減保証額を変更する必要がある場合は、発注者と受注者との協議の上、維持管理計画書に定めるものとする。

(ベースライン等の調整)

第20条 対象設備の数量若しくは稼働状況、点灯時間、運用方法その他電気使用量に影響する条件に著しい変更が生じたとき、又は電気料金の算定条件に変更が生じ、当初の算定条件を用いることが著しく不合理となったときは、発注者又は受注者は、合理的な根拠を示す資料を添えて、ベースライン、削減予定額又は削減保証額の調整を求めることができる。

2 前項の調整は、省エネルギー効果以外の外部要因による影響を合理的に除外するために必要な範囲に限り、発注者及び受注者の書面による合意によって行う。いずれの当事者も相手方の承諾なく変更することはできない。

3 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、当該税率変更のみを理由としてベースラインを変更しない。

(ESCOサービス料の算出等)

- 第21条 本契約に係る代金のうち、発注者が受注者に支払う年間ESCOサービス料（以下「ESCOサービス料」という。）は、第3条第3号エに定める年間ESCOサービス料（限度額）とする。
- 2 ベースラインから本事業における発注者の当該年度の電気使用量に基づき固定電力単価で算定した電力料金を減じて得た額を当該年度の実削減額とする。
- 3 前項の実削減額が削減保証額を下回った場合は、削減保証額から実削減額を控除した額を不足額とする。
- 4 前項の不足額は、第23条第6項の規定により精算するものとする。

(報告及び検査)

- 第22条 受注者は、改修工事等を完成したときは、自ら完成確認を行った上で施工完了報告書を提出し、発注者の完成検査を受けなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「工事検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、契約関係図書に定めるところにより、改修工事等の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は工事検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、ESCO設備を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査及び破壊に係る復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査により改修工事等の完成を確認した後、第3条第5号に定める引渡し予定日において、受注者からESCO設備の引渡しを受ける。
- 5 受注者は、改修工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は工事検査員の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を改修工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。
- 6 受注者は、毎年度、維持管理報告書及びESCOサービスに係る報告書（以下「ESCOサービス事業報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。発注者は、当該報告書の内容を確認し、第21条の規定により当該年度の実削減額及び不足額を確定するものとする。
- 7 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、本事業の履行状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に確認することができる。

(契約代金の請求及び支払)

- 第23条 受注者は、前条第2項の検査に合格し、同条第4項の規定によるESCO設備の引渡しをした後、第3条第3号に定める初期費用額から既に支払を受けた前払金の額を控除した額を、発注者に請求するものとする。

- 2 受注者は、E S C Oサービス開始日の属する年度以降、各年度のE S C Oサービスの履行状況を発注者に報告し、発注者の検査に合格した後、第3条第3号エに定める年間E S C Oサービス料を、速やかに発注者に請求するものとする。
- 3 発注者は、前2項の請求があったときには、受注者から提出された請求書を受理した日から30日以内（以下「支払期間」という。）に当該金額を受注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、支払期間内に当該金額を支払うことができないときは、支払期間満了日の翌日から支払の日（各日を含む。）までの日数に応じ、当該未支払金額につき、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める支払期間満了日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の規定により受理した請求書の内容の全部又は一部に契約の内容に適合しないものを発見したときは、その内容を明示して、当該請求書を受注者に返付することができる。この場合、当該返付した日から、受注者からの是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期間に算入しないものとする。なお、請求書の内容の不適合が受注者の故意又は重大な過失によるときは、当該請求書の提出は無効とする。
- 6 第21条第3項に規定する不足額が生じた場合は、当該不足額を翌年度のE S C Oサービス料から控除するものとし、受注者は、当該控除後の額を発注者に請求するものとする。この場合において、当該不足額が翌年度のE S C Oサービス料を上回るときは、翌年度のE S C Oサービス料を0円とし、受注者は、不足額のうち、当該E S C Oサービス料を上回る額を発注者に支払うものとする。
- 7 E S C Oサービスの最終年度に第21条第3項に規定する不足額が生じた場合は、受注者は、当該不足額を発注者に支払うものとする。
- 8 この契約の締結後に、消費税及び地方消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、発注者は、法令に従い、当該変更後の税率が適用される部分について、契約変更の手続きを行うことなく、契約金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加減して支払うものとする。ただし、法令に定める経過措置が適用される場合は、当該経過措置に従うものとする。

（前払金）

- 第24条 受注者は、保証事業会社と、契約書に記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、初期費用額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、初期費用額が500万円以上の場合に限るものとする。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の前払金の額に10万円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。た

だし、市長が指定するものについては、この限りでない。

- 4 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、初期費用額が著しく増額された場合においては、その増額後の初期費用額の10分の4に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。
- 6 受注者は、初期費用額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の初期費用額の10分の5に相当する額を超えるときは、受注者は、初期費用額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、初期費用額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(前払金の使用等)

第25条 受注者は、前払金をこの改修工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この改修工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの改修工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(損害賠償)

- 第26条 受注者は、本事業の実施に関し、自己の責めに帰する事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者又は当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災等その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。
- 2 発注者は、自己の責めに帰する事由により、ESCOサービスの提供を妨げたとき、及びその結果第三者に損害を与えたときは、受注者又は当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災等その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。
 - 3 前2項に規定する損害のうち、発注者と受注者の双方に過失が認められる場合においては、双方が共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合については、双方で協議の上、これを定めるものとする。

(保険)

第27条 受注者は、契約関係図書及びリスク分担に応じ、本事業の施工及び維持管理に伴う第三者損害、設備損害その他のリスクを合理的に担保するために必要な保険に加入し、発注者の求めがあるときは、その内容を証する書類を提出する。

(発注者の契約解除権)

第28条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく履行に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、期限内の工事完成又はE S C Oサービス開始の見込みがないとき。
- (3) 受注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達成することができないことが明らかなとき。
- (4) 受注者の責めに帰する事由によらない近隣住民からの要望又は行政手続きの不備等により本事業の継続が困難と判断されるとき。
- (5) 受注者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の開始の申立てがあったときその他銀行取引停止処分を受けたときであって、本事業の履行が困難であると発注者が認めるとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託その他本事業の履行に係る契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託その他本事業の履行に係る契

約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（受注者の契約解除権）

第29条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者の責めに帰する事由により、改修工事等の実施又はE S C Oサービスの提供が著しく損なわれ、かつ、受注者に著しい損害が発生すると認められるとき。
- (2) 発注者の責めに帰する事由により、E S C Oサービスの提供が不可能となったとき。
- (3) 発注者が本契約に違反し、その違反によりE S C Oサービスの提供が不可能となったとき。

（発注者による契約解除後の処理）

第30条 第28条（第4号を除く。）の規定により本契約が解除されたときは、受注者は、発注者の指示に従い、管理システムに蓄積されたデータ、台帳、修繕履歴、計測・検証記録その他発注者が事業継続に必要な資料及びデータを、発注者が利用可能な形式で、発注者又は発注者が指定する者に引き渡すとともに、本事業の継続に必要な引き継ぎを行うものとする。

- 2 第28条第4号の規定により、本契約が解除されたときは、発注者は、本事業を中止する部分に対し、受注者が負担した経費のうち合理的な範囲と認められる経費を負担する。
- 3 E S C O設備の引渡し前に本契約が解除された場合において、発注者は、改修工事等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該出来形部分に相応する額を受注者に支払うものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が前払金の支払を受けているときは、当該前払金の額を前項の規定により発注者が支払うべき額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、本契約の解除に伴い必要となる措置については、発注者及び受注者が協議して定める。
- 6 受注者が正当な理由なく第1項又は前項に規定する措置を講じないときは、発注者は、受注者に代わって当該措置を講ずることができる。この場合において、これに要した費用は、受注者の負担とする。

（受注者による契約解除後の処理）

第31条 第29条の規定により、本契約が解除されたときは、発注者は、受注者に本事業を解除するまでに要した経費のうち合理的な範囲と認められる経費を負担する。

- 2 前項の場合については、前条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する。

（契約の変更）

第32条 本契約締結後、本事業の対象たるE S C O設備の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、不可抗力により契約の履行が著しく不適當となったと認められるときは、次のいずれかによることとする。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、発注者と受注者との協議の上、契約内容を変更することができる。
- (2) 前号の場合であって、受注者に著しい損害が発生する場合は、契約内容を変更し、更に受注者に発生する損害を発注者が負担する。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、発注者と受注者との協議の上、契約内容を変更することができる。
- (4) 前号の場合であって、発注者に著しい損害が発生する場合は、契約内容を変更し、更に発注者に発生する損害を受注者が負担する。
- (5) 発注者と受注者の双方の責めによらない事由又は第三者の責めに帰する事由により、契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、発注者と受注者との協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
- (6) 急激な物価の変動又は不可抗力により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、発注者と受注者との協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約の終了)

第33条 本契約は、本契約締結日からその効力を生じ、第3条第4号に規定する契約期間が終了した日に終了するものとする。

- 2 本契約が終了するときは、受注者は、管理システムに蓄積されたデータ、台帳、修繕履歴、計測・検証記録その他発注者が継続管理に必要とする資料及びデータを、発注者が利用可能な形式で引き渡すとともに、必要な引継ぎを行うものとする。
- 3 受注者は、企画提案書における契約終了後の対応に関する提案内容を履行するものとする。

(不可抗力)

第34条 地震、噴火、洪水、暴風その他当事者の合理的な支配を超え、かつ、当事者の責めに帰すことができない事由により本契約の履行が不能又は著しく困難となった場合、当事者は速やかに相手方に通知し、損害の拡大防止に努める。

- 2 不可抗力による費用及び損害の負担は、業務仕様書のリスク分担表を基本として、発注者及び受注者が協議して定める。この場合において、契約金額その他の契約内容を変更する必要があるときは、第32条の規定による。
- 3 不可抗力の状態が継続し、本契約の目的を達成することができないと認められる場合は、双方協議の上、本契約の全部又は一部を終了することができる。この場合の既履行部分の精算方法その他の契約終了に伴い必要となる措置については、双方協議して定めるものとし、受注者は第30条第1項に規定する資料及びデータの引渡し並びに本事業の継続に必要な引継ぎを行うものとする。

(受注者の責任と権限)

第35条 受注者の各構成員（以下「構成員」という。）は、本事業の遂行について連帯して責任を負わなければならない。

2 受注者のうち代表構成員となる受注者1は、本契約に関し次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者及び監督官庁等と協議、調整する権限
- (2) 代表者の名義をもって本契約を締結する権限
- (3) 本事業に関する受注者の財産を管理する権限
- (4) その他本事業の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限

(受注者の変更)

第36条 構成員は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に係る一切の事務手続を完了する日までは本契約関係から離脱することができない。

2 構成員のうちいずれかが本契約期間中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が破産又は解散した構成員の分担業務を遂行しなければならない。ただし、発注者が認めた場合に限り、構成員の追加・変更ができるものとする。その際、追加・変更する構成員は、募集要項に定めた応募条件を満たすものとする。

(紛争の解決)

第37条 本契約に関して紛争が生じた場合、発注者及び受注者はまず誠実に協議して解決を図る。

2 前項の協議により解決できない場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による訴えの提起又は調停の申立ては、さいたま地方裁判所又は川越簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第38条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、民法その他関係法令、川越市の契約関係規程及び信義誠実の原則に従い、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(仮契約)

第39条 この仮契約締結後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により議会の議決を得たときは、遅滞なく、発注者と受注者はこの契約内容に準拠して本契約を締結しなければならない。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、発注者、受注者記名押印の上、各1通を保有する。電子契約書により契約を締結する場合には、本契約書の電磁的記録を作成し、発注者、受注者合意の上、電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

【発注者】

所 在 地

商号 又は 名称 川越市

代 表 者 氏 名 川越市長

㊞

【受注者】

(代表構成員)

所 在 地

商号 又は 名称

代 表 者 氏 名

㊞

(構成員)

所 在 地

商号 又は 名称

代 表 者 氏 名

㊞